

平 2 5 蚕 第 5 0 号
平成 2 5 年 5 月 3 0 日
改正 令和 2 年 1 0 月 5 日
一般財団法人大日本蚕糸会

蚕糸絹業提携確立技術・経営コンクール実施要領

1 目的

我が国の養蚕は、中山間地域での農業経営作目として重要であるばかりでなく、日本のきもの文化形成の上で不可欠な一部門であるが、絹製品輸入の増加や国内きもの需要の低下等から生産規模は年々縮小している。

このままでは、繭を原料とする製糸業のみならず、蚕糸・絹関連産業、ひいてはきものを中心とする絹文化の消滅も危惧されるところであり、こうした状況を改善するためには、消費者の求める我が国ならではの特長のある純国産絹製品づくりを行い、販売していくとともに、特徴ある蚕品種や遺伝子組換えカイコを利用するなど新たな需要に即したシルク製品の生産も重要となっている。

このため、純国産絹製品の原料・原糸段階の生産活動を行う養蚕農家や農家団体、蚕種・生糸・真綿等の生産に携わる蚕糸関係者と、加工・販売の活動を行う製織、染色、流通等に携わる絹業関係者等が連携して、純国産絹製品等の生産・販売に活発に取り組む蚕糸絹業提携グループ（「提携グループの再登録について（重要）」（平成 2 9 年 1 2 月 8 日付け一般財団法人大日本蚕糸会会頭名）に基づくグループをいう、以下「提携グループ」という。）及び原料生産から純国産絹製品等の生産過程が確立されている新たな取り組みを行うグループ（以下「提携グループ等」という。）を育成することが、我が国蚕糸絹産業、ひいては絹文化の維持発展に不可欠になっており、この推進のため、提携グループ等又は提携グループ等の原料繭の生産を担う養蚕農家の中で特に重要な役割を果たしている農家若しくは農家団体等（以下「構成農家等」という。）を表彰する。

2 表彰行事名称

蚕糸絹業提携確立技術・経営コンクール

3 主催者等

主催 一般財団法人大日本蚕糸会（以下「蚕糸会」という。）

協賛 蚕糸絹業提携グループ全国連絡協議会

- 4 開催地
- | | | |
|-------|-----------------|------|
| 審査会場 | 東京都千代田区有楽町1-9-4 | 蚕糸会館 |
| 表彰式会場 | 東京都千代田区有楽町1-9-4 | 蚕糸会館 |
- 5 種目及び出品財
- (1) 種目
- ① 技術・ほ場
 - ② 経営
- (2) 出品財
- ① 提携グループ等又は構成農家等に係る技術
 - ② 提携グループ等又は構成農家等に係る経営
- 6 参加資格
- (1) 構成農家等が高度な技術を発揮して、高品質あるいは特長ある特殊な繭を生産するとともに、蚕糸絹業に関わるそれぞれの分野の関係者が密接に提携して消費者に買っただけのような魅力ある純国産絹製品等を生産・販売する提携グループ等
- (2) 提携グループ等が生産・販売する純国産絹製品等の特長等を決定づける、以下のような繭生産活動を行っている構成農家等
- ア 高度な養蚕技術や経営手法を駆使した特長ある形質を有する原料繭
 - イ 環境に配慮した桑園管理、育蚕等
 - ウ 地域の稚蚕飼育の受託等、地域の養蚕振興への貢献
 - エ 新技術を駆使した従来とは異なる飼育法の実施。
 - オ その他提携グループの絹製品の特長をアピールするような生産活動
- (3) 生産規模、経営規模等の最低基準は、農林水産祭表彰要領に準ずる。
- 7 参加申込み
- 上記種目に対して、本行事に参加を希望する者は、別紙参加申込書により、蚕糸絹業提携確立技術・経営コンクール審査会事務局に毎年3月15日までに申し込む。

8 審査

審査は、別に定める「蚕糸絹業提携確立技術・経営コンクール審査要領」により、申請された種目の内容の審査を行う。

審査長及び審査員は、蚕糸会会頭が委嘱する。

9 褒賞

(1) 審査の結果に基づき、最も成績優秀な者に対し農林水産大臣賞を、それに次ぐ者に対し農林水産省生産局長賞及び一般財団法人大日本蚕糸会会頭賞をそれぞれ授与する。

(2) 褒賞授与式は、毎年5月（予定）に東京都において行う。

(3) 夫婦連名での表彰

次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ経営主の配偶者の貢献度が高いと認められる場合にあっては夫婦連名で表彰することができる。

ア 家族経営協定を締結していること。

イ 推薦書等において経営主の配偶者の作業分担、従事日数等が概ね5割に達していることを確認できること。

ウ 農業改良普及センター又は農林漁業についての類似の普及指導組織等による意見書が添付されていること。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については蚕糸会会頭が別に定める。